

附加給付の廃止について（平成22年4月より）

【出産費・家族出産費附加金及び埋葬料・家族埋葬料附加金】

皆さんもご承知のとおり当共済組合の短期経理（医療給付）においては、平成14年度から現在においても組合員数の減少や医療費、拠出金の増加などの要因により全市町村職員共済組合連合会から財政調整交付金等を受けられる対象組合となっており、今後も短期給付財政は一層厳しい状況となることが予測されます（7ページ関連記事掲載）。

また、総務省の予算編成に係る地方公務員共済組合の事業運営方針において、附加給付の給付水準等については、短期給付財政の厳しい状況等を十分勘案して適正に定めること等々の指導がなされており、附加給付内容の見直しに係る自助努力を求められていること及び当共済組合の附加給付の実施状況と財政調整事業の対象組合となっている全国の各市町村職員共済組合（平成21年度現在・13組合）を比較すると、現金給付に係る附加金（出産費・埋葬料等附加金）の実施は既に廃止するなどの見直しをされているのが現状であることから、これらの組合との均衡に十分配慮し当共済組合として短期給付制度の安定した運営が確保されるよう適切に対処する必要があります。

このことから当共済組合として、短期給付財政を取り巻く厳しい状況等を総合的に判断し、各審議を経て、や

むなく下記の「出産費附加金・家族出産費附加金」及び

「埋葬料附加金・家族埋葬料附加金」の各附加給付につい

て、平成22年4月1日を施行日とし廃止することとなり

ましたのでお知らせいたします。

組合員の皆さんには、このような状況をご理解いた

き、より一層の医療費の節減にご協力いただきますようお願いいたします。



廃止の附加給付種別等

- 出産費附加金・家族出産費附加金 …… 1件当たり 20,000円
共済組合法第63条の規定（第2項の規定を除く。）に基づき
出産費又は家族出産費を支給する場合において、これに附加して支給。
- 埋葬料附加金・家族埋葬料附加金 …… 1件当たり 20,000円
共済組合法第65条の規定に基づき
埋葬料又は家族埋葬料を支給する場合において、これに附加して支給。

廃止年月日（定款の一部変更施行日）等

平成22年4月1日以降に給付事由（出産日・死亡日）が発生したもののから廃止（平成22年3月31日までは従前どおり）